

2020年3月18日

日旅 営企・海外第200059号

お客様 各位

株式会社 日本旅行
海外旅行事業部

新型コロナウィルス関連

台湾、グアム、ベトナム、インドネシア、ドバイ、タヒチ方面への ツアー催行について(第1報)

平素より弊社をご愛顧賜りまして、誠にありがとうございます。

標記の各国においては、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、入国に関する制限や航空会社による搭乗の制限がおこなわれております。

台湾

●日本を含む以下の国・地域に対する海外旅行感染症アドバイスを第三級(三段階のうちの最も高い段階)の「警告(Warning)(不要不急の渡航の自粛)」に引き上げる。

日本を含む国・地域から台湾に入境する旅客(邦人を含む)に対して、台湾時間3月17日16時以前に搭乗している者は14日間の自主健康管理の強化、3月17日16時以降に搭乗した者については入境後14日間の在宅検疫とする。日本を含む上記第三級の国・地域からの入出境者は、台湾において在宅検疫期間中、自宅や宿泊施設からの外出禁止、台湾からの出境禁止(日本へ帰国できなくなる)、公共交通機関の使用禁止となるほか、在宅検疫義務に違反して外出した場合、法に基づき強制的に施設隔離となったり、10万台湾元以上100万台湾元以下という高額な罰金が科される可能性があります。

グアム

●3月16日、グアム政府はグアム政府独自のグアムへの入国制限措置として、以下の措置を行うことを発表しました。グアム入国時に入国審査において、新型コロナウィルスに感染していないことを証明する文書(※)が提示できない場合、旅行者の方は入国後、滞在先ホテルにおいて入国後14日間の強制検疫(隔離)措置の対象となり、その滞在費は自己負担となります。至近の渡航予定がある方は、十分にご注意ください。

※例:日本の医療機関から発行された診断書で英訳された文章等で作成又は発行された日から7日間以内のもの。

ベトナム

●3月18日午前0時から30日間、ベトナムに入国する者に対する査証発給を停止する。3月18日午前0時から、査証免除の者、ベトナム系の人や親族訪問者に対する査証免除書の保有者、その他特別な場合(たとえば、専門家、企業管理者、高技能労働者)については、在住国の権限ある機関が発行する新型コロナウィルス感染症が陽性でないことを証明する証明書を持ち、かつ、この証明書についてベトナムによる承認を得なければ、ベトナムに入国できない。上記の措置は、外交又は公用目的で入国する者には適用されない。入国する場合は、規定に沿って、検査を受け、適切な感染対策措置を遵守しなければならない。現在、集中隔離になっているケースに加えて、米国、欧州各国及びASEAN各国から入国する者に対して、集中隔離を行う。ベトナム外務省によれば既に発給されている査証(シングル・マルチを問わず)は引き続き、有効であるが、当該査証を利用して入国する際は、在住国の権限ある機関が発行する新型コロナウィルス感染症が陽性でないことを証明する証明書を持ち、かつ、この証明書についてベトナムによる承認を得なければ、ベトナムに入国できないとのことです。事実上、ベトナムへの入国が極めて困難となると考えられることから、ベトナムへの渡航を予定している方は、取りやめを検討するなど、十分にご注意ください。

インドネシア

●3月17日、インドネシア政府は世界的な新型コロナウィルスの感染急増を受け、追加的な入国規制措置を発表しました。この追加的な措置は3月20日午前0時から実施されます。日本を含むすべての国に対する短期滞在の査証免除(BVK)、入国時一時在留査証(VOA)、外交公用査証免除が全ての国に対して1か月間停止されます。インドネシアに入国する場合は、事前にインドネシアの在外公館で目的に沿った査証を取得する必要があります。査証申請の際に

は、保健当局(Health Authorities)が発行する健康証明書(Health Certificate)の提出が求められます。

直近の過去14日間にイラン、イタリア、バチカン、スペイン、フランス、ドイツ、スイス、英國に滞在歴のある外国人の入国・トランジットが禁止されます。日本は直接の規制対象になっていませんが、これらの国々に直近の過去14日間に渡航した日本人はインドネシアに入国できませんので、ご注意ください。現行の中国、韓国に対する規制は引き続き維持されています(中国については、3月2日付、韓国については3月5日付の当館からのお知らせをご参照ください)。

現在海外に滞在している暫定一時滞在許可(KITAS)および定住許可(KITAP)保持者の再入国許可が失効する場合は、法務人権大臣令2020年第7号に沿って手続きが行われます。

アラブ首長国連邦(UAE)※ドバイを含む

● 3月17日、UAE 政府は当地外交団に対し、19日以降、以下の措置を取る旨通知した。

(1) 査証免除及びアライバル・ビザ対象国のパスポートホルダーに対しても、新規入国査証発給一時停止措置の対象となる。よって入国できなくなる。

(2) 3月17日以前に取得した査証であっても、未使用な場合は効力が失効する。

タヒチ(エア・タヒチ・ヌイより)

新型のコロナウイルスの感染拡大に伴い、フレンチ領ポリネシア政府から全てのタヒチへの入国者に対し 14 日間、指定された公共施設において検疫処置を実施する事を義務付ける通達が出されました。よってご旅行の継続は困難な事から延期される事をお勧め致します。

上記を踏まえ弊社は、下記の国・エリアへの募集型企画旅行の中止をすることといたしました。なお受注型企画旅行、手配旅行につきましては下記のとおりといたします。

記

【催行を中止するツアー】

台湾、グアム、ベトナム、インドネシア、ドバイ、タヒチを含む全てのツアー

募集型企画旅行 : **2020年4月7日（火）出発分まで催行中止**といたします。

上記期間のツアーの取消に関する取消料は收受いたしません。

※4月8日（水）以降の出発分については3月31日（火）までにご連絡申し上げます。

受注型企画旅行 : 募集型企画旅行に準ずる。

手配旅行 : ご旅行の実施はお客様にご判断していただきます。

以上